

# 鳥取県国民保護計画の改定について

平成22年4月21日 / 防災局危機管理チーム

## 1 概要

国民保護法（「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）第34条に基づき作成した県国民保護計画（平成17年7月22日。以下「県計画」）について、国民保護訓練等の検証結果や県計画の作成基準となる国の基本指針の改正等を踏まえ、この度、改定案を作成しました。

この改定案については、パブリックコメントによる県民の意見等を踏まえ、鳥取県国民保護協議会への諮問・答申を経て、7月に国の承認を得る予定です。

## 2 主な改正内容

### (1)国民保護訓練等の検証結果の反映

#### ア 災害時要援護者対策

市町村は、災害時要援護者の避難誘導等を迅速的確に行えるよう、その住所氏名、連絡方法、支援内容、支援者等を予め把握し、県の「災害時要援護者避難対策推進指針」に基づく避難支援プランを作成します。

#### イ 避難住民への情報提供

全国瞬時警報システム（J - A L E R T）の整備を促進し、衛星回線を通じて防災行政無線から警報等を瞬時に伝達する仕組みを整えるとともに、緊急情報ネットワーク（E m - N e t）により国から県・市町村・報道機関等に専用回線を通じて提供される情報も県民に迅速に伝達します。

また、避難途中や避難所における住民への情報提供が適切に行われるよう、市町村計画に記載する上での留意点を整理します。

#### ウ 住民避難の実施方法

状況に応じて最も適切な方法で住民を避難させるため、市町村が、避難時の気候や時間帯（昼夜）、地域の特性（山間部・都市部・観光地等）等を考慮して避難実施要領を作成できるよう、それぞれに応じた基本パターンや留意点を整理します。

### (2)「国民の保護に関する基本指針」の改定（平成20年10月）に基づく改正

#### ア 現地調整所の設置

県及び市町村は、国民保護措置が実施される現場の関係機関から構成される現地調整所を設置します。

#### イ 武力攻撃事態（緊急処理事態）合同対策協議会への参加

国（現地対策本部）は、武力攻撃事態（緊急処理事態）合同対策協議会を開催し、県はこれに参加します。

#### ウ 安否情報システムの運用

総務省消防庁が運用する「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（平成20年4月運用開始）」を使用します。

### (3)その他

#### ア 初動体制の整備

初動対応の配備基準を5段階で区分し、レベル2（注意体制）時に県情報連絡室を設置して情報収集体制を強化するとともに、国からの県対策本部設置の指定がない段階で、県内に武力攻撃災害が発生し、知事が必要と認めたときは危機管理対策本部を設置します。

#### イ 機構改革等

県及び関係機関の機構改革、人口統計等の基礎数値の変更に伴う改正を行います。

3 パブリックコメントの結果（3月21日から4月9日実施、コメント件数：2件）

意見	対応
・改定計画案について詳しく教えてほしい	・計画本文や概要を郵送し説明
・(独)国立病院機構西鳥取病院及び鳥取病院を現行組織名に修正してほしい	・(独)国立病院機構鳥取医療センターに修正

4 今後のスケジュール

4月	鳥取県国民保護協議会（28日）への諮問・答申 国（内閣官房、総務省消防庁）に提出・協議
5月から6月	各省協議
7月	改定県計画の承認に係る閣議決定（改定県計画の確定）

（参考）

国民保護法は、武力攻撃や大規模なテロから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

国民の保護のための措置は大きく、「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」の3つから構成されます。



